

大府市情報化基本計画(改訂案)

パブリックコメント

パブリックコメントの方法

▼募集期間

令和5年12月20日(水)～令和6年1月19日(金)(郵送は、1月19日の消印有効)

▼閲覧場所

デジタル戦略室・各公民館・ミューいしがせ・市公式 Web サイト

▼意見書の提出方法

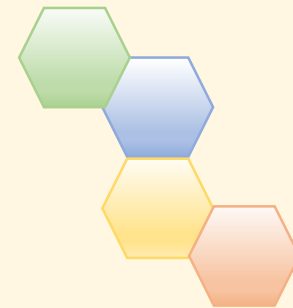
氏名(法人・団体の場合は、名称と代表者の氏名)・住所・意見を記入の上、郵送・FAX・Eメール又は直接(閉庁日は除く。)、デジタル戦略室(〒474-8701 住所不要・FAX(47)7320・Eメール digital@city.obu.lg.jp)へ。

▼提出されたご意見への対応

- 改訂中の計画案の参考にします。
- 個々にお答えするなどの対応はしませんが、皆様のご意見をまとめて市公式 Web サイトなどで回答します。
- 個人情報を除いて公開する場合があります。

▼その他

計画名称が「大府市情報化基本計画」から「大府市デジタル戦略」に変更になっています。



大府市デジタル戦略

～ 市民と奏でるデジタルハーモニー「おおぶ」～

総務部 デジタル戦略室

令和3年3月策定

令和6年3月改訂

01 大府市デジタル戦略の策定に当たって
Introduction

02 背景
Background

03 基本構想
Vision

04 計画の推進
Execute

05 資料
Documents

0 | 大府市デジタル戦略の策定に当たって

Introduction

01 策定の趣旨

人口構成の変化や、ライフスタイルの多様化などを背景に、日々複雑になる市民ニーズに応えるため、デジタル技術は加速度的に進化し、AI※1技術などを活用した情報関連サービスも拡大を続けています。日々進化するデジタル技術は、コミュニケーションの在り方を始め、私たちの生活のあらゆる場面に、これまで以上の変革をもたらしつつあります。

本市が第6次大府市総合計画に掲げる将来都市像「いつまでも 住み続けたい サステイナブル健康都市おおぶ」を実現するためには、次世代のあるべき社会の姿を見据えながら、行政の様々な分野において革新的なデジタル技術を積極的に活用し、効果的・効率的に行政サービスを提供する必要があります。

地域で生活し、活動している多様な主体に対しても、デジタル技術の活用を促進し、様々な地域課題の自発的解消や官民のデータの有効活用などを実現する必要があります。

単にアナログからデジタルへの変革を進める時代は既に終わり、効率化の手段として考えられてきた「デジタル化」は、その目的を変え、デジタル技術を使って、どのように付加価値を付けるかが問われる時代になっています。市民の生活をより豊かにするためには、今まで以上にデジタル技術を柔軟に活用していくことが必要なのです。

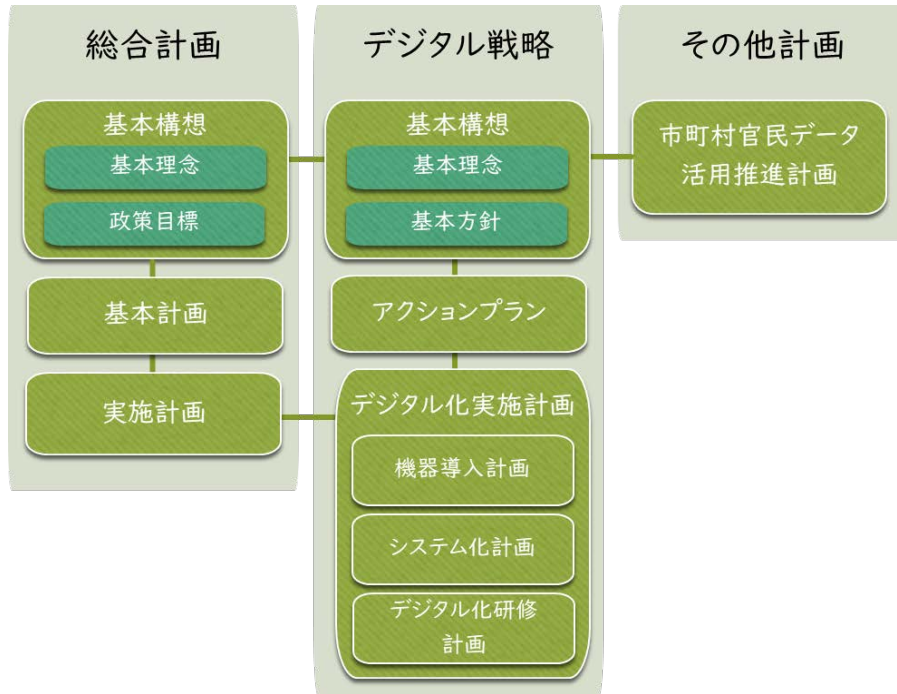
このような状況を踏まえ、行政や地域におけるデジタル技術を活用した取組を総合的・横断的に推進し、デジタルの側面から本市の市民生活をより豊かにするため、令和3年度に本計画を策定しましたが、デジタル技術の急激な進化に伴う社会情勢の変化に対応するため、令和5年度に本計画を再構築します。

※1 AI：人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術。「Artificial Intelligence」の略。

02 位置付け及び構成

本計画は、国や愛知県のデジタル化に関する指針や施策等を踏まえながら、第6次大府市総合計画に掲げる本市の各施策をデジタル技術を活用して総合的かつ計画的に推進するための部門別計画で、基本構想、アクションプラン及びデジタル化実施計画により構成されます。

また、官民データ活用推進基本法^{※1}（平成28年法律第103号）第9条第3項の規定に基づく「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。



基本構想

将来都市像の具現化をデジタルの側面から実現させるため、それぞれの主体が共有すべき目的を示します。基本理念と基本方針によって構成します。

アクションプラン

法律や制度の改正、デジタル技術の進化に的確に対応しつつ、基本計画で定められた各施策を実現するための短期間の具体的な計画です。日々変化する社会情勢に柔軟に対応するため、毎年度見直しを行います。

デジタル化実施計画

第6次大府市総合計画の実効性を確保する実施計画に対応しており、対象とする範囲から「機器導入計画」、「システム化計画」及び「デジタル化研修計画」により構成されます。3年間のローリング方式で策定します。

^{※1} 官民データ活用推進基本法：平成28年12月7日に参議院本会議で可決・成立し、12月9日の閣議決定を受けて公布、即日施行された法律で、国や地方公共団体、事業者が持つ「官民データ」の活用を推進することを目的としています。その目的の一つに「効果的かつ効率的な行政の推進」が挙げられています。

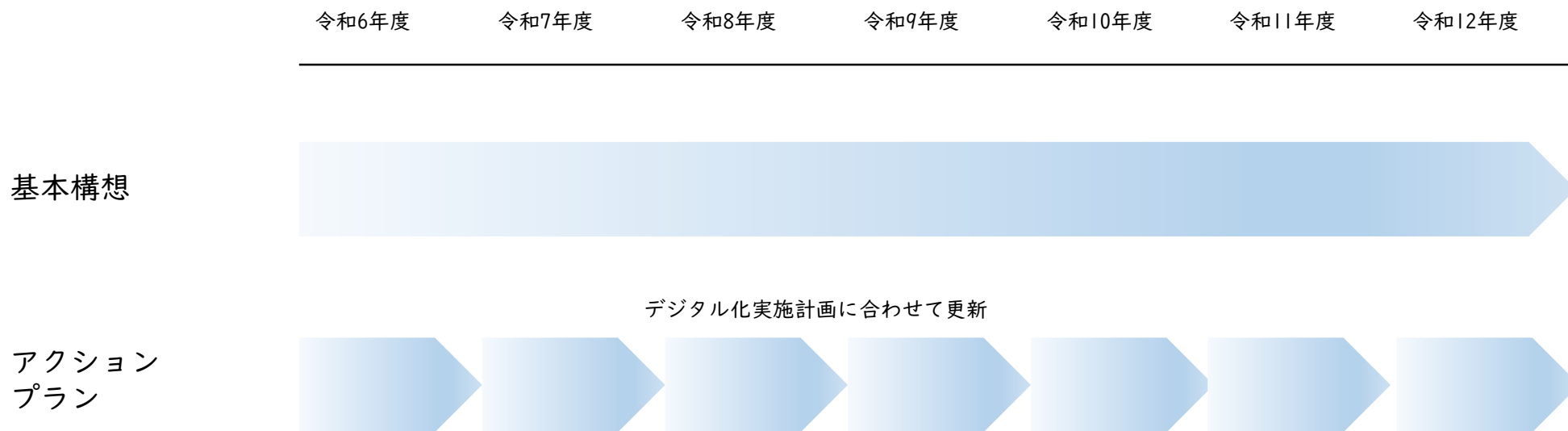
0 | 03 計画期間

改訂後の本計画の対象期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間とします。

ただし、近年、デジタル技術の進化やそれに伴う社会情勢の変化は著しく、数年先の状況であっても見通すことが難しくなっています。従来のように中長期的な計画を策定しても、数年後には更に有用な仕組みが実現している可能性があります。

このような状況への対応として、中長期的で具体的な「計画」ではなく、市の基本的な指針を示す「基本構想」と、具体的な取組を示す「アクションプラン」という2部構成とします。

アクションプランは、年に一度実施するデジタル化実施計画の調整時等に確認を行い、デジタル技術の進化や、社会情勢の変化を考慮し、柔軟に内容を更新します。



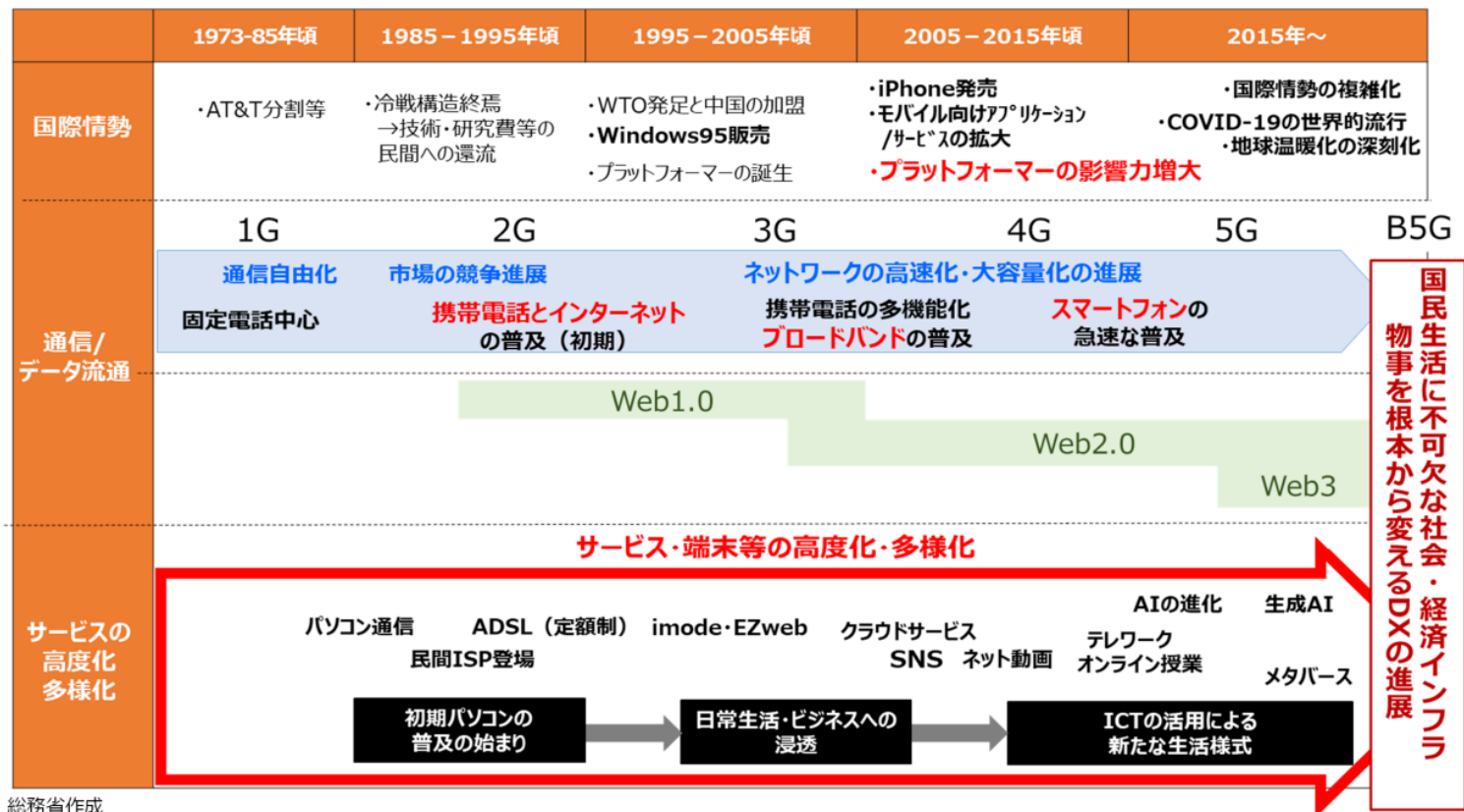
02 背景

Background

02 背景

01 デジタルを取り巻く現状

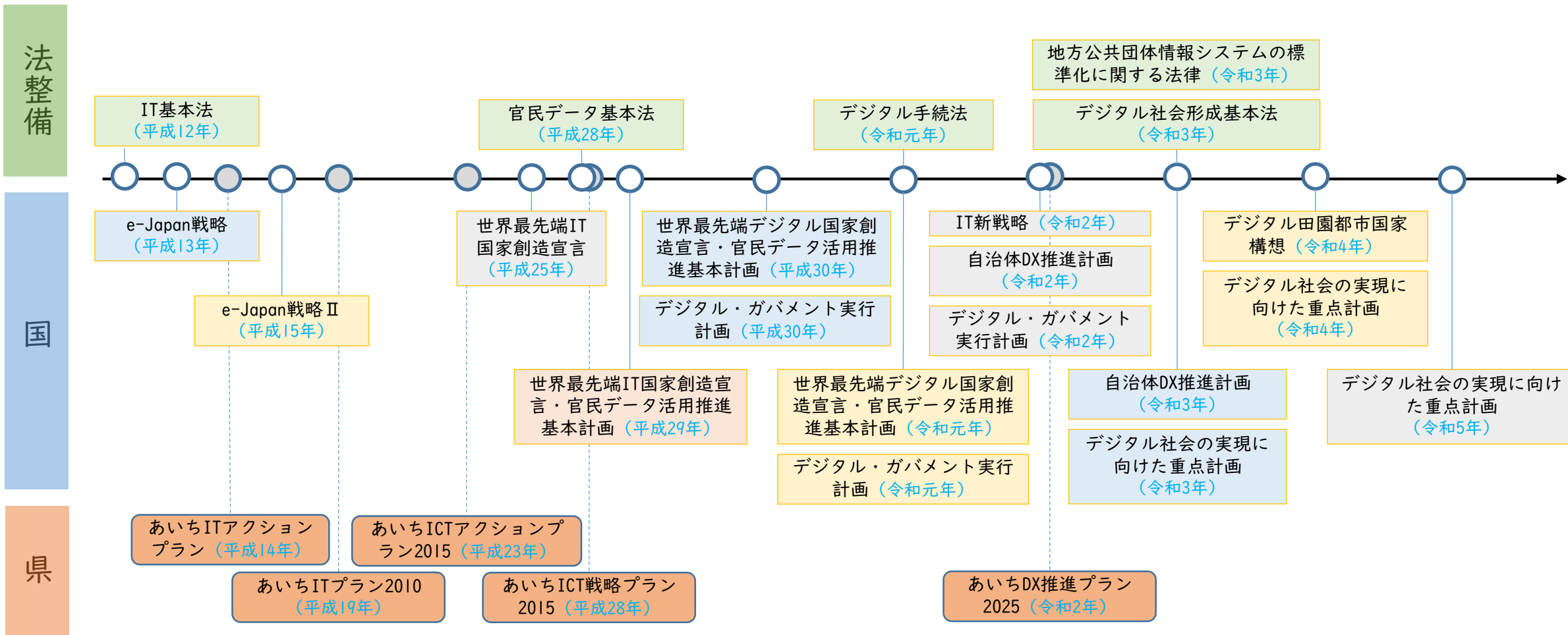
近年、通信インフラの高度化やデジタルサービスの多様化が進み、データ流通も加速しています。メタバース※1や、デジタルツイン※2等を活用した新たなサービスが登場し、教育、地域活性化、インフラ管理、防災、農業等でも活用されている一方、生成AI※3の進化も著しく、様々な分野での活用が検討されています。地域の個性を生かしながら、デジタル技術を有効活用し、地方創生の取組を加速していくことが求められています。



※1 メタバース：インターネット上に構築された仮想空間。ユーザーは自分自身の分身であるアバターを介して、様々なことを体験できます。
 ※2 デジタルツイン：リアル空間にある情報を集め、そのデータを元に仮想空間でリアル空間を再現する技術。「デジタルの双子」の意味を込めてデジタルツインと呼ばれます。
 ※3 生成AI：コンピュータが学習したデータを元に、新しいデータや情報をアウトプットする技術。AIがアイデアやコンテンツを生み出します。

02 背景 02 国・県の動向

我が国のIT戦略は、平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進し、官民データ基本法の成立等の後、「データ利活用」「デジタル・ガバメント」を戦略の柱として推進してきました。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、様々な問題が露見し、社会全体のデジタル化が進められるようになりました。



02 背景

03 本市の現状

本市においては、個人番号利用系ネットワーク※1、LGWAN系ネットワーク※2及びインターネット系ネットワークの3種類でネットワークを構成するとともに、LGWAN系ネットワークへの接続を無線形式で行うことが可能なタブレット型端末を、職務・職種に応じて一人1台配布しています。また、RPA※3、AI-OCR※4、生成AIなどの利用により事務の効率化を図るだけでなく、フリーアドレス※5やテレワークの実証実験などによる働き方改革の対応も行っています。

デジタル基盤を整備するだけでなく、市職員に対してもデジタル技術の資格取得補助や、情報リテラシー向上のための研修を行うとともに、情報セキュリティ研修や情報セキュリティ内部監査なども定期的に行うことで、デジタル人材育成を図っています。

健康都市を標榜する本市は、国立長寿医療研究センター等との連携事業や共同研究を行うに当たり、様々なデータを分析・活用してきました。また、デジタル技術の有用性に着目し、ソフトバンク株式会社、富士通JAPAN株式会社及び日本電気株式会社とデジタルの活用による社会課題の解決や地域の活性化などを目的とした「ICTの活用による持続可能なまちづくりに関する包括連携協定」等も締結しています。

学校教育の現場では、小中学校の児童生徒への一人1台のタブレット型端末の配布、遠隔授業を行える環境の一部整備、メタバースの構築など、デジタル技術の活用を推進しています。大府市議会においても、市議会議員一人1台にタブレット型端末を貸与し、意欲的・積極的にデジタル技術の活用を推進しています。

しかし、地域に着目すると、5G回線の整備も進み、スマートフォンなども広く普及しているものの、全ての住民がデジタル技術を高い水準で使いこなしている状況ではありません。市公式WebサイトやSNSなどを用いて情報提供をしていますが、行政との情報共有はまだまだ拙いのが現状です。

※1 個人番号：マイナンバー法に基づき、住民票コードを変換して得られる12桁の番号。「マイナンバー」の正式な名称。

※2 LGWAN：総合行政ネットワーク。地方公共団体を相互接続した広域ネットワーク（WAN）のこと。「Local Government Wide Area Network」の略。

※3 RPA：人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。「Robotic Process Automation」の略。

※4 AI-OCR：AI（人工知能）技術を取り入れた光学文字認識機能（OCR）。

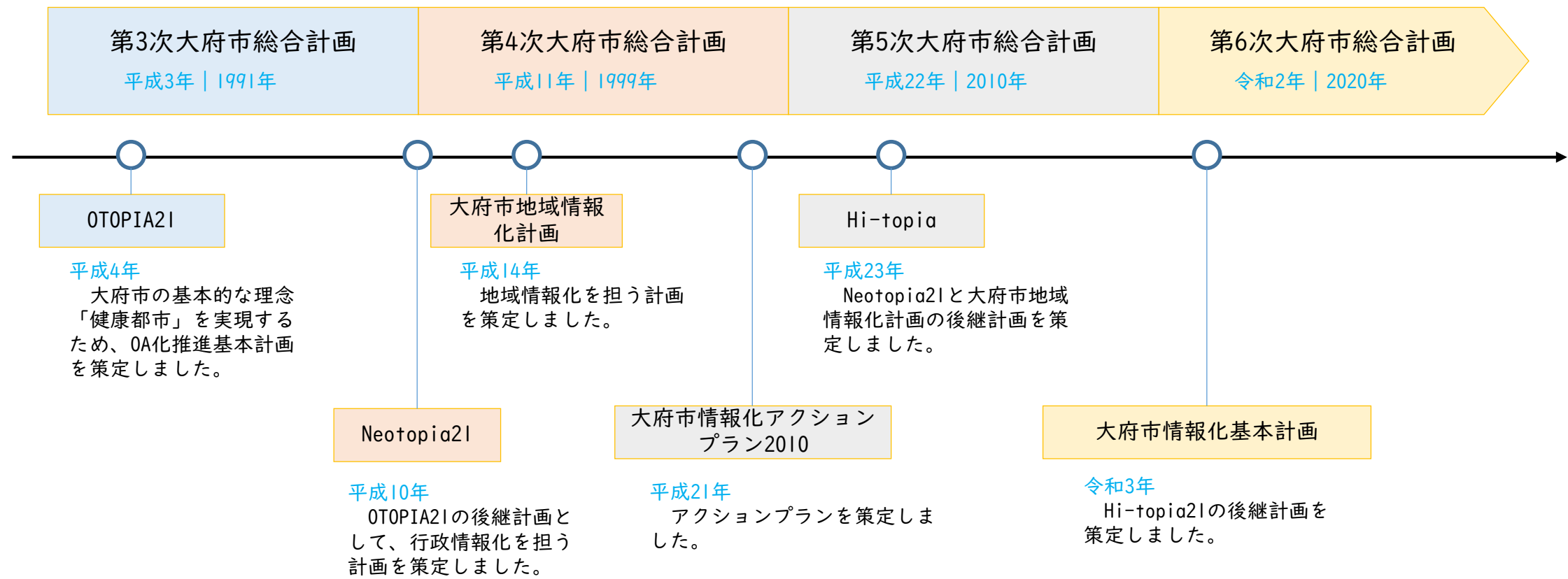
※5 フリーアドレス：オフィスの中で固定席を持たずに、自分の好きな席で働くワークスタイルのこと。

02 背景

04 本市の主な取組

本市では、昭和49年以来6次にわたり、まちづくりの長期指針として総合計画を策定してきました。第1次大府市総合計画から「健康都市」の実現をまちづくりの基本的な理念に掲げ、多くの施策に取り組んでいます。

デジタル関連については、「OTOPIA21 大府市OA化推進基本計画」から「大府市情報化基本計画」まで継続的に計画を策定し、「健康都市」の実現に取り組んでいます。



02 背景 05 本市の課題

ユニバーサルデザイン化※1

全ての人々がデジタルの恩恵を享受するためには、使う人の様々な条件に関わらず、全ての人々がデジタルを自由に使いこなせる環境を実現する必要があります。特に、高齢者や障がい者の方も簡単に利用できるような環境を整備する必要があります。

協働によるまちづくり

地域で生活し、活動している多様な主体が、自らより良い地域を作っていくためには、「自助・互助・共助・公助」の在り方を踏まえつつ、データやデジタル技術を有効に活用していく必要があります。

持続可能な行政運営

人口減少・高齢化等の人口構造の変化、インフラの老朽化、多様化する市民ニーズなどを解決するため、デジタル技術を活用し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要があります。

デジタル人材の育成

デジタル技術を使いこなし、本市における様々な課題を解決していくためには、デジタルデバイド※2の解消だけではなく、デジタル人材の育成も進めていく必要があります。

セキュリティの向上

膨大な量のデータを適正かつ有効に活用しつつ、デジタル技術を安全に利用していくためには、情報セキュリティインシデントが発生しないようにセキュリティを確保していく必要があります。

デジタルの効果的な活用

市が保有する様々な課題を解決するためには、限られた財源を有効に活用し、デジタルの環境を整備する必要があります。デジタル技術は日々進化するため、常に何が最善かを研究していく必要があります。

※1 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体能力などの違いに関わらず、始めから、出来る限り全ての人々が使いやすいようにデザインすること。

※2 デジタルデバイド：コンピュータで扱うデジタル情報を持つ人と持たない人との間で生じている格差と、それによって生じる問題のこと。

03 基本構想

Vision

03 基本構想

01 基本理念

第6次大府市総合計画では、目指すべき将来都市像を「いつまでも 住み続けたい サステナブル健康都市おおぶ」と定めています。

第6次大府市総合計画でのデジタル技術に関する部分を担い、行政だけではなく、地域も含めた市全体のDX※1を推進すべく策定する「大府市デジタル戦略」は、その基本理念を次のとおり定め、第6次大府市総合計画の目指す将来都市像の実現にデジタルという側面から貢献していきます。

市民と奏でるデジタルハーモニー「おおぶ」

徹底的な市民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての市民にデジタルの恩恵が行き渡る社会を実現すべく、デジタルを活用して地域が抱える様々な課題を解決していくことで、「いつまでも 住み続けたい サステナブル健康都市おおぶ」の実現が可能となります。そのためには、組織的・計画的に各施策を推進してだけでなく、デジタルを通じて社会全体が調和し、一体となって機能することが必要です。

今後一層加速していくデジタル化の潮流の中、各施策を推進するに当たって、本計画を様々な角度や柔軟な視点を持って、デジタルを活用していくための指針とします。

※1 DX（デジタルトランスフォーメーション）：情報技術が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。広く産業構造や社会基盤にまで影響が及ぶとされる。デジタル変革。

第6次大府市総合計画の各施策をまとめ、基本理念を実現するために、本計画において目指すべき社会像は以下のとおりです。

基本理念

市民と奏でるデジタルハーモニー「おおぶ」

人に優しいデジタル行政

- ・ デジタルを活用した、市民一人ひとりの状況に応じたきめ細かい行政サービスの提供
- ・ 「行かなくても良い」「書かなくても良い」「いつでも対応できる」市役所の実現
- ・ 誰一人取り残されないデジタル化の推進

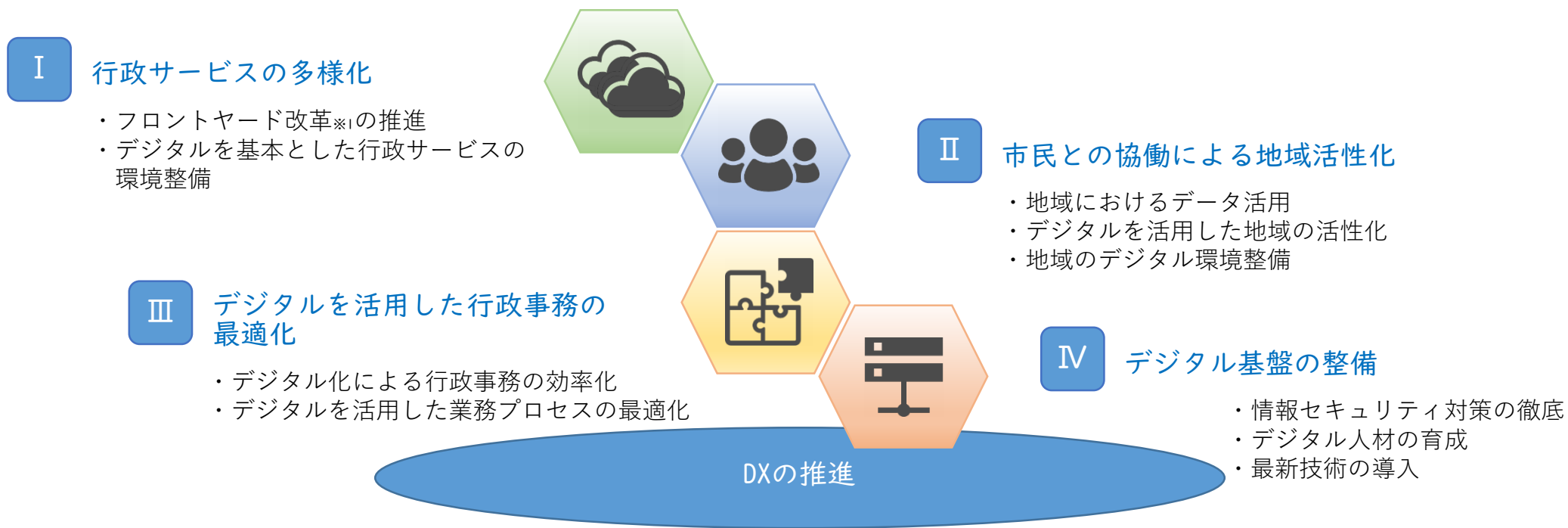
デジタル活用による地域活性化

- ・ 官民を問わない、様々なデータ及びデジタル技術の活用による、地域課題の解決や、地域経済、コミュニティの活性化の実現
- ・ デジタル空間を活用した、いつでも、どこでも、自らの選択で社会参加できる環境づくり

03 基本構想

03 基本方針

デジタルの活用は、単に業務の効率化、システム化を意味するのではなく、行政経営の技術戦略を担い、新たな付加価値を創造する重要なファクターになります。そのため、デジタルを効果的に活用するためには、一定の方向性を示しておく必要があります。そこで、行政分野のシステムだけでなく、社会全体を最適なシステムへ変革する「デジタルトランスフォーメーション」を推進することを念頭に置いて、目指すべき社会像を達成するための道標として4つの基本方針を定義します。



※1 フロントヤード改革：行政手続のオンライン化や「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革。①住民との接点の多様化・充実化、②データ対応の徹底、③人的・空間的リソースの最適配置が挙げられる。

今までのシステム導入は、事務の効率化に重点が置かれてきました。しかし、デジタル技術が日々進化することで、実現可能なサービスレベルが上がり、より利用者の目線に立ったサービスの提供が求められるようになっていきます。「市役所に行かなくても良い」、「市役所で書かなくても良い」、「市役所で待たなくても良い」など、サービスデザイン思考※に基づいた行政サービスの提供を目指します。

I 行政サービスの多様化



- 1 フロントヤード改革の推進
- 2 デジタルを基本とした行政サービスの環境整備

1 フロントヤード改革の推進

ライフスタイルの多様化が進む中、デジタルを活用し、利用者に便利な仕組みを構築することで、行政サービスの提供方法や情報発信を多様化し、市民一人ひとりが自分に合った方法でサービスを享受できるよう取り組み、「行かなくても良い」、「書かなくても良い」、「いつでも対応できる」市役所を実現します。

2 デジタルを基本とした行政サービスの環境整備

多様な市民ニーズを的確に把握し、施策に反映させるための情報収集や分析を行うとともに、デジタルを基本とした行政サービスを提供するための環境を整備します。

また、年齢、性別、国籍、障がいの有無、経済的な状況等に関わらず、デジタルを活用できるような環境整備に取り組みます。

※1 サービスデザイン思考：サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、サービス全体を設計する考え方のこと。

デジタル技術の進化により、市民との協働をより推進できる社会的環境や、コンテンツの整備が進んでいます。地域においても、行政が保有している各種データの共有や、市民からの提供データの活用、AI等の革新的な技術の活用を促進し、地域の生産性向上を図るとともに、市民生活に密接に関わる地域課題の自発的解消、地域社会の活性化を目指します。

II

市民との協働による地域活性化



- 1 地域におけるデータ活用
- 2 デジタルを活用した地域の活性化
- 3 地域のデジタル環境整備

1 地域におけるデータ活用

市の魅力を広くPRするために、「情報的健康※1」に留意しながら、地域が抱える様々な課題の解決に資するよう、各種情報提供の充実に取り組みます。

2 デジタルを活用した地域の活性化

デジタルを活用して地域の活性化を図ります。また、若者・女性活躍支援等を推進し、デジタル活用による市民の社会参加の促進を検討します。
スタートアップ企業等※2との連携についても検討します。

3 地域のデジタル環境整備

市民や地域に関わる多職種間での双方向の情報共有を促進します。
市民から情報提供・情報発信しやすい環境を意識し、地域の活性化に繋がるデータ連携基盤等の環境整備を行います。
地域における情報リテラシーの向上にも取り組みます。

※1 情報的健康：ユーザーの興味関心に合った情報だけでなく、多様で幅広い情報に触れることで、情報摂取のバランスが保たれた状態を実現すること。

※2 スタートアップ：先進的な技術やアイデアを強みに、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦する成長速度の速い企業やプロジェクトのこと。

行政事務の範囲が広がり、様々なシステムを導入するとともに、膨大な量のデータを保有することになりました。また、社会情勢の変化などにより、システムの保有形態も変化してきています。各種データを効率的な観点から構造化するとともに、ビッグデータ※1を多角的に分析・研究し、その有効活用を目指すだけでなく、将来に向けた継続性も考慮した抜本的なBPR※2により、行政事務の最適化を目指します。

III

デジタルを活用した行政事務の最適化



- 1 デジタル化による行政事務の効率化
- 2 デジタルを活用した業務プロセスの最適化

1 デジタル化による行政事務の効率化

情報システムの標準化・共通化を進めるとともに、最新技術の活用等により行政事務の効率化を推進します。

また、最新のデジタル技術を常に把握し、インフラ環境等のハード面の最適化も合わせて推進し、行政事務の更なる効率化を実現します。

2 デジタルを活用した業務プロセスの最適化

行政運営の継続性を考慮しつつ、BPRによる行政事務の最適化や、デジタル技術の活用による働き方改革、コミュニケーションの活性化等に取り組みます。

また、蓄積したデータを活用して、より一層効率的な行政運営に取り組みます。

※1 ビッグデータ：インターネットの普及やコンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。

※2 BPR：業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインし直すこと。「Business Process Re-engineering」の略。

本市は、意欲的にデジタル化施策を推進してきたため、行政分野におけるデジタル基盤は非常に高いレベルで整備されており、そのデジタル基盤のもと、最適な市民サービスの提供を行っています。今後も、常に最適な市民サービスを提供していくために、情報セキュリティの確保や、人的・財政的負担の軽減に留意するだけでなく、本市が中心的な役割を担いながら、行政という枠組みに捉われずに、全体的な視野を持ってデジタル技術の積極的な導入・利活用を目指します。

IV デジタル基盤の整備



- 1 情報セキュリティ対策の徹底
- 2 デジタル人材の育成
- 3 最新技術の導入

1 情報セキュリティ対策の徹底

情報セキュリティインシデントが発生しないような人的・物理的な情報セキュリティを確保し、リスクマネジメントを行います。

2 デジタル人材の育成

デジタル技術を活用し、DXを推進していくためには、全ての市職員が、デジタル技術に関する理解を深め、それを柔軟に使いこなせるようになる必要があります。

デジタル技術に精通した人材を育成し、行政だけでなく、地域の課題もデジタルで解決できる人材の育成を図ります。

3 最新技術の導入

基本理念「市民と奏でるデジタルハーモニー「おおぶ」」の実現のため、常に新たな技術を研究し、柔軟かつ積極的に最新技術を取り入れます。

04 計画の推進

Execute

04 01 推進体制

本計画は、副市長をCIO※1とする全庁横断的な会議「大府市デジタル化委員会」をもって推進します。また、本計画を具体的に推進するためには、デジタルの活用を推進する管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携や協力が必要不可欠であることから、大府市デジタル化委員会の下部組織として、各課等の職員から構成される大府市デジタル化推進会議を設置します。

大府市デジタル化委員会

デジタル活用に関する全市的な決定や、総合的な調整を図り、各施策におけるデジタルの活用を推進するための組織で、大府市デジタル化推進会議からの問題提起やデジタルに関する課題を協議します。委員会は部長級職員で構成し、委員は常に情報収集に努め、本計画に基づき、各施策におけるデジタルの活用を推進します。

大府市デジタル化推進会議

各課等のデジタルに関する代表者であるデジタル化推進員で構成し、行政におけるデジタルの有効な活用方法を検討するため、定期的に会議を開催します。推進員は、システム開発等の協力ができるだけでなく、各課等の業務において、デジタルを有効に活用できる人材とします。事務改善について常に意識を持つようにデジタルに関する研修を重点的に行い、各課等のデジタルの活用について指導者的役割を務めます。

大府市デジタル化研究会

大府市デジタル化委員会から指示された事項について調査、研究及び検討を行うための組織で、その研究テーマごとに最適な人材を選定します。委員は、研究テーマに対して、深い見識や客観的な視点を持って分析を行うことで、具体的で有効な手法を研究します。

※1 CIO：組織の情報戦略における最高責任者。「Chief Information Officer」の略。

04

02 施策実施の役割

市民の役割

デジタル社会の主人公として、生活を営むうえでデジタルを特に意識することなく活用し、様々な情報交流や情報発信を行うなど、楽しみながらデジタル社会の一員として社会参加していくことが期待されます。

本市では、市民が本市全体のデジタル化に参加し、意見等が十分施策に反映できる体制づくりに努め、連携を図っていきます。

事業者・各種団体の役割

行政と連携し、デジタル基盤等の積極的な活用による魅力的な情報発信が求められています。また、産業界におけるデジタルの活用を担う人づくりを進めるほか、各事業者、商工関係団体など各種団体の組織運営の電子化を促進し、自らの情報発信に加え、他の主体との情報共有、経営の効率・高度化を推進することで、地域産業の活性化を図ることが期待されます。特に、本市が出資し、平成8年5月に設立した知多メディアネットワーク株式会社については、地域の通信事業者として、本市の地域情報化基盤の整備・充実に大きな期待が寄せられています。また、包括連携協定を締結している事業者については、デジタルを活用した地域課題の解決に向けて、本市と協力体制を取りつつ、先進的な取組を進めていくことが期待されます。

教育機関の役割

次世代を担う児童生徒が、単にデジタル機器の操作に慣れるだけでなく、主体的に収集した情報を取捨選択し、構造的思考を持って活用できるように、デジタル社会にふさわしい情報リテラシーの育成を行うことが期待されています。また、各種の取組や授業において、教育現場から本市の施策に対する意見の提出、提案及び参加が期待されます。

市の役割

デジタルの一層の活用を進めるため、本計画の着実な遂行に努めます。また、市民や事業者等との協働による取組において、その指導的役割を果たすとともに、本市がこの計画の中心的な役割を担って推進します。

04

03 事務局の役割

本市では、昭和63年に電子計算機を導入して以降、特に基幹系業務システムにおいて、職員自らが開発の中心となる自前主義を貫き、行政事務のデジタル化に取り組んできました。しかし、その後のデジタル技術の大きな進化によって、従来のモノを「所有」という考え方から「利用・共有」という流れが加速しつつあります。

このような環境の変化のもと、デジタルを活用し、新たな社会を生み出す中心的かつ管理的な役割を担う事務局は、円滑な事務の遂行のため、情報通信機器、ネットワーク機器、各種システム等の管理や連携、情報セキュリティインシデントが発生しない環境構築に努めます。

また、蓄積したビッグデータを有効活用することや、事務フロー等を見直すことなどにより、業務の効率化が見込まれるため、担当課への指導や助言を行うだけでなく、データ活用やシステム導入、システム開発に係る担当課への情報提供や技術支援を行います。特に、本市の伝統である自前主義は今後も継承し、必要に応じてツール開発を自ら行っていきます。

加えて、情報リテラシーを向上させるための職員に対する各種研修の実施、横断的にデジタルを活用するための複数部署や他組織にまたがる事務の調整、システム導入等に際し必要に応じて事務分掌の見直しを行うなど、総合調整能力も必要となります。

デジタルなくして行政運営が成り立たない現状において、専門的かつ総合的な能力がデジタル部門の職員に求められています。

04 04 多様な主体との連携

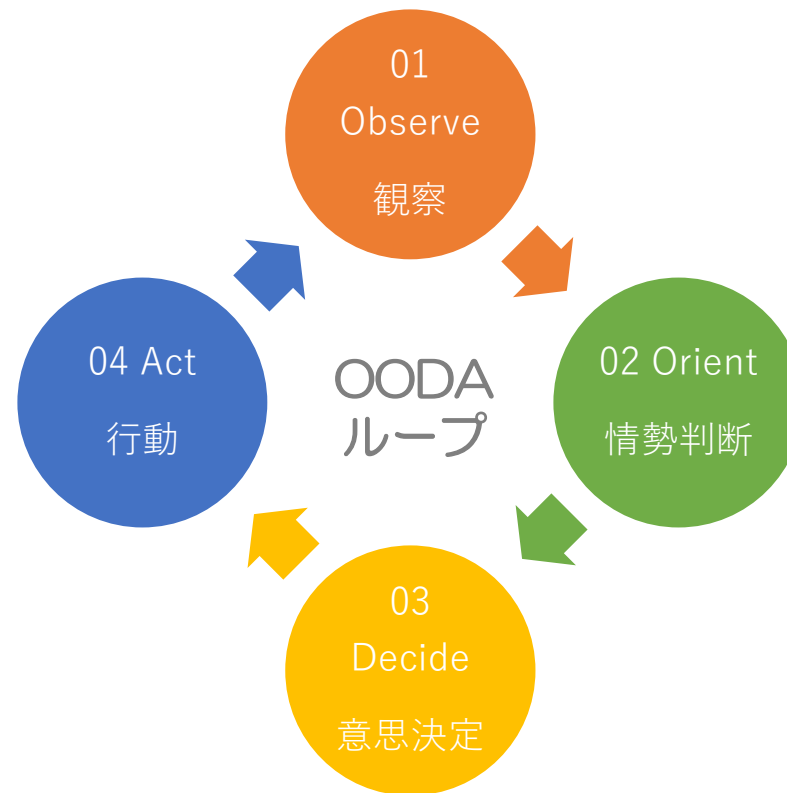
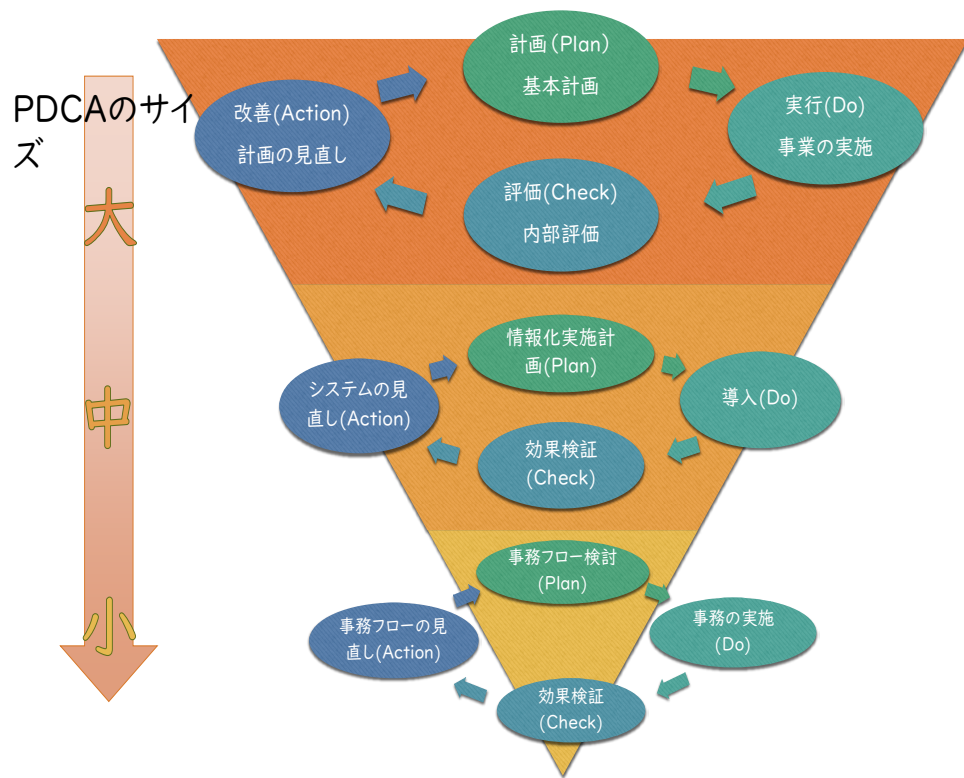
本計画を推進し、将来都市像を実現するためには、地域、市民団体、事業者、教育機関等の多様な主体と交流するとともに、愛知県や他市町村等とも連携を図ることが必要です。市が中心となって、様々な分野でデジタルを総合的・有機的に活用することで、その効果はより高いものになります。また、マイナンバー制度等、国が主体となる仕組みについても適正に対応をしていきます。

04 05 進行管理

計画の進行管理には、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」の4つのステップのPDCAサイクル^{※1}を使用します。

デジタル関連施策のPDCAサイクルを正しく回すには、各施策を構成する個別の事務等におけるPDCAサイクルも意識する必要があります。そのため、階層的なPDCAサイクルに留意しながら、進行管理を行います。

また、柔軟でスピーディーな意思決定が求められる場合には、「OODAループ^{※2}」のフレームワークを活用し、アジャイル^{※3}型の進行管理を行います。



※1 PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルを繰り返して、中長期的に生産や品質などを継続して改善していく手法。

※2 OODA：早期の意思決定と行動によって、迅速に成果を得ることを目的とした、変化や競争の激しい業界において有効な手法。

※3 アジャイル：必要最低限の計画や開発を素早く実行し、利用者の反応を確かめながら、方針の変更やニーズの変化などに柔軟に対応すること。

04

06 その他の留意事項

データドリブン^{※1}な行政運営

行政事務の範囲が広がり、様々なシステムを導入するとともに、膨大な量のデータを保有しています。それらのデータをBIツール^{※2}等を活用し可視化・分析することや、EBPM^{※3}の手法を用いることで、データに基づく、データドリブンな行政運営へと変革が必要となります。

知的財産の保護と活用

デジタル技術の活用が一層進む社会の中で、データやデジタル技術等に関連する知的財産の重要性は日々高くなっています。デジタル・ネット環境のメリットを生かすために、知的財産の保護と活用の円滑化のバランスを図る必要があります。

環境問題への配慮

温室効果ガスの排出削減を目指す取組を経済成長の機会と考え、産業競争力の向上や、社会全体の変革につなげるGX^{※4}をデジタルの側面から支援していく必要があります。

※1 データドリブン：収集したデータを詳細に分析し、施策の策定や意思決定などに活用する手法のこと。

※2 BIツール：データに基づいた意思決定が行えるように、データ活用を支援する取組。「Business Intelligence」の略。

※3 EBPM：施策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、施策の目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

※4 GX：温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組のこと。

「Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）」の略。

05 資料 Documents

05 資料

01 システムの導入状況

	第6次大府市総合計画の体系	主な導入システム
こころもからだも元気に過ごせるまち		
	地域資源を生かした健康づくりの推進	母子保健システム、健康管理システム、保健指導・統計システム、歩行姿勢測定システム
	健やかな暮らしを支える連携の強化	
	安心を支える医療制度の充実	医療費助成システム、国民年金システム、国民健康保険システム
	文化芸術・学習活動を通じた健やかな心の醸成	図書館システム、文化財管理システム、メタバース（バイオリンの里）
	豊かで健やかなスポーツライフの創出	eスポーツコンテンツ
地域で助け合えるまち		
	地域で支え合う福祉のまちづくり	避難行動要支援名簿システム、福祉総合システム、生活保護システム
	高齢者の社会・地域参加の促進	高齢者福祉システム
	障がいのある人が自分らしく地域で暮らせるまちづくり	障がい者支援システム、給付費適正化支援システム、障がい（児）者福祉システム
支え合い学び合うまち		
	協働による地域力が備わるまちづくり	市民活動支援システム
	地域における学習・育成環境が整い、学び合うまちづくり	
	国籍・性別を超えて共に支え合うまちづくり	外国語翻訳ツール
環境にやさしい持続可能なまち		
	地域における持続可能な循環型社会の形成	し尿清掃手数料システム
	地球環境にやさしい取組の推進	環境測定データ処理システム、犬登録システム、ごみ分別アプリ

05 資料

01 システムの導入状況

	第6次大府市総合計画の体系	主な導入システム
安心安全に暮らせるまち		
	消防・救急体制の充実	予防統計システム
	計画的で包括的な治水対策の推進	河川監視システム
	防災・減災対策の推進	気象情報システム、防災情報システム、被災者支援システム、メール一括送信システム、防災情報アプリ、ドローン
	地域ぐるみの防犯対策の推進	
	地域ぐるみの交通安全対策の推進	運転スコアリングアプリ
快適で便利な都市空間が整うまち		
	未来を見据えた土地利用の推進による良好な都市空間の形成	都市計画情報システム、屋外広告物管理システム
	未来につながる良好な居住空間の形成	市営住宅使用料システム
	人と車が共存できる安心・安全な移動空間の形成	設計積算システム、用地管理システム、道路占有システム
	緑花、親水施設の整備による潤いある都市空間の創出	
	下水の適正処理による快適な生活空間の創出	下水道台帳地図情報システム、受益者負担金システム、公営企業会計システム
	安全な水の安定供給	上下水道料金システム、公営企業会計システム

05 資料

01 システムの導入状況

	第6次大府市総合計画の体系	主な導入システム
子どもが輝くまち		
	質の高い保育・幼児教育の提供	子ども・子育て支援システム（保育料）、栄養管理システム、総合保育システム、AI入所判定システム
	子どもの健やかな成長を喜び合える環境づくり	児童相談システム、子ども・子育て支援システム（放課後児童育成手数料）、児童福祉システム
	心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成	校務支援システム、図書館システム、給食費管理システム、就学援助システム、メタバース（長期欠席児童生徒支援）、教職員勤怠管理システム
活力とにぎわいがあふれるまち		
	商業の活性化と地域資源を生かす観光の推進	
	基幹産業である製造業の育成、支援と雇用環境の整備	
	地域特性を生かした都市近郊農業の推進	農地等情報管理システム、農業者年金システム、スマート農業の推進
	利便性の高い公共交通ネットワークの形成	バスロケーションシステム

05 資料

01 システムの導入状況

	第6次大府市総合計画の体系	主な導入システム
まちづくりを支える持続可能な行政経営		
	未来を見据えた行政マネジメント体制の確立	行政経営支援システム（行政評価、実施計画）、官庁速報システム、例規類集システム、備品管理システム、人事給与システム、旅費管理システム、勤務管理システム、生命保険団体扱システム、マイナンバー管理システム
	健全で持続可能な財政運営の推進	行政経営支援システム（予算編成、決算統計）、起債管理システム、財務会計システム、公会計システム、公金システム、財政融資資金管理システム、税務LANシステム、eLTAX、軽自動車税システム、法人市民税システム、個人住民税システム、国税連携システム、画地計測システム、農地転用システム、固定資産税・都市計画税システム、家屋評価システム、滞納管理システム、市県民税申告試算システム、確定申告相談予約システム
	効率的で適正な行政サービスの提供	コンビニエンスストア証明書発行システム、住民基本台帳システム、法務省連携システム、戸籍システム、運転免許証識別システム、グループウェアシステム、統合型地図情報システム、電子申請・届出システム、デジタル化実施計画システム、RPA、建設副産物情報交換システム、契約管理システム、電子調達システム、電子入札システム、工事情報管理システム、電子納品システム、文書管理システム、AI-OCR、ファイルストレージサービス、Web会議、キャッシュレス決済、議員出退表示盤システム、汎用予約受付システム、生成AI
	戦略的な情報発信と市民とのコミュニケーションの充実	市公式Webサイト、校正支援ツール、公開型地図情報システム

05 02 本市のあゆみ

年月	内容
昭和46年	4月 市県民税、国民健康保険税の賦課・納税通知書の作成業務を株式会社日本計算センターに委託
昭和48年	4月 給与計算、水道料金業務を株式会社セントラル・システムズに委託
昭和49年	4月 固定資産税業務を株式会社日本計算センターに、国民年金業務をNBCに、児童手当業務を株式会社協栄計算センター（株式会社アイネス）に委託
昭和51年	4月 給与計算業務委託を株式会社セントラル・システムズから株式会社協栄計算センターに切り替え
昭和52年	11月 住民記録システムを株式会社協栄計算センターに委託 水道料金業務を除き、その他の業務を株式会社協栄計算センターに委託
昭和58年	5月 委託業務を自己処理に切り替えるための調査・研究を行うため、事務改善委員0A専門部会を設置
昭和60年	12月 富士通株式会社の電算機導入を決定し、市議会に説明・報告
昭和61年	4月 総務部企画財政課に電算係を新設。旧保健センター内で執務を開始
昭和62年	6月 開発用にNTTの専用回線を敷設し、端末5台を導入
昭和63年	2月 分庁舎が完成。電子計算機（FACOM M-730モデル8）を搬入 3月 大府市電子計算機管理規程を制定 4月 CVCFを導入 7月 総務部電算課を設置 9月 大府市住民記録オンライン稼働式 10月 住民記録関連システム（保健センター業務・住民記録バッチ等）を稼働 12月 宛名・口座システムを稼働 住民記録関連システム（就学事務）を稼働
平成元年	1月 収納・し尿システム・住民記録関連システム（成人式）を稼働 固定資産税システムを稼働 2月 保育システムを稼働 3月 国民年金・軽自動車税・児童手当システムを稼働 4月 市県民税システムを稼働 5月 電子計算機（FACOM M-730モデル6A）を搬入（デュプレックスシステム） 8月 福祉年金・選挙システムを稼働 12月 死体埋火葬システムを稼働 住民記録関連システム（敬老会・敬老金）を稼働

05 02 本市のあゆみ

年月		内容
平成2年	2月	下水道受益者負担金システムを稼働
	4月	市営住宅・収納オンラインシステムを稼働
	5月	0A化推進幹事会・0A化推進委員会を設置
	6月	固定資産税オンラインシステム（証明書発行）・市県民税オンラインシステム（検索）を稼働
平成3年	4月	固定資産税オンラインシステム（検索等）を稼働
	12月	軽自動車税オンラインシステムを稼働
平成4年	3月	OTOPIA2I 大府市0A化推進基本計画を策定
	7月	国民健康保険税オンラインシステム（資格異動）を稼働
		0A推進委員会に内部情報部会を設置
平成5年	3月	住民記録オンラインダウンリカバリシステム（住民票）を稼働
	6月	実施計画システムを稼働
	9月	財務会計システム用端末（FMRHL3/FMR70Σ3）46台を設置 LAN運用を開始
	10月	予算編成システムを稼働
平成6年	1月	住民記録オンラインダウンリカバリシステム（印鑑）を稼働
		過年度課税システムを稼働
	3月	予算執行システムを稼働
	10月	OSを移行（FSP⇒XSP）
平成7年	3月	人事給与システムを稼働 水道料金システムを稼働
	6月	決算・決算統計システムを稼働
平成8年	4月	各マスターの外部施設保管を開始
	7月	総務部電算課が企画部情報課に統合
平成9年	4月	契約管理システムを稼働
平成10年	2月	指名業者登録システムを稼働 全システムの郵便番号7桁化を対応
	5月	0A化推進幹事会を情報化委員会、0A化推進委員会を情報化推進会議にそれぞれ名称を変更
	10月	NEOTOPIA2I 大府市行政情報化計画を策定

05 02 本市のあゆみ

年月		内容
平成11年	7月	コンピュータ西暦2000年問題危機管理計画を策定
	9月	知多北部広域連合と介護保険のデータ交換を開始
	12月	Y2K総合テスト実施。コンピュータ西暦2000年問題に対応 大府市公式Webサイトを開設
平成12年	4月	国保課税オンラインを稼動 企画部情報課から総務部情報課に組織変更
	9月	現行市庁舎の供用開始 Windowsのパソコンを導入 チームウェア(グループウェア)を仮稼動 総合税証明発行システムを稼動
平成13年	3月	大府市勤労文化会館で住民票の発行開始
	4月	チームウェア(グループウェア)を本稼動 市公式Webサイト上にお便り箱を開設
	5月	IT講習会を開催
	6月	事業評価システムを稼動 例規類集検索システムを稼動
平成14年	4月	大府市地域情報化計画を策定
	5月	IT講習会を開催
	8月	住民基本台帳ネットワークシステム(1次)を稼動 児童扶養手当システムを稼動(Windows版)
	11月	文書管理システムを稼動
	12月	老人医療システムを稼動

05 02 本市のあゆみ

年月		内容
平成15年	1月	カスタマバーコード(郵便番号)を対応
	3月	電子計算機管理規程の全部改正
	4月	大府市情報セキュリティポリシーを策定 知北霊園予約システムを稼働 あいち電子自治体推進協議会を設立
	8月	住民基本台帳ネットワークシステム(2次)を稼働
	11月	ウイルスバスターパターンファイル自動更新ソフトをインストール LGWANに接続
平成16年	1月	知多北部任意合併協議会を設立 公的個人認証サービスを開始
	6月	LGWAN文書交換システムを稼働 備品管理システム(内部開発)を稼働 知多北部任意合併協議会 情報化構想特別部会を設置
	8月	起債管理システムを稼働
	9月	保育園、勤労文化会館の14施設にVLANを接続
	11月	中学校校内LANを構築
	12月	予防接種システムを稼働
	平成17年	1月
3月	NEOTOPIA21(大府市行政情報化計画)と地域情報化計画を一本化	
4月	総務部情報課から企画政策部情報推進課に組織変更	
7月	あいち簡易電子受付サービスを稼働	
9月	統合型地図情報システムを稼働	

05 02 本市のあゆみ

年月		内容
平成18年	1月	職員ポータル簡易システムを稼働（休暇・時間外電子決裁を含む。）
	2月	知事選期日前投票バーコードの受付開始 戸籍システムを稼働
	4月	長草公民館で住民票等の交付開始 県議選投票管理システムバーコードの受付開始
	10月	インターネットパソコンを各課に導入 一般開放インターネットパソコンを公民館に導入 戸籍システム除籍を稼働 施設予約システム（屋外スポーツ施設）を稼働
平成19年	1月	電子調達システム（CALS/EC）を稼働 長草公民館で戸籍謄抄本の交付開始
	5月	議会会派ごとにインターネットパソコンを導入 施設予約システム（屋内スポーツ施設）を稼働
	9月	電子入札システムを稼働
	10月	勤務管理（時間外・休暇申請）システムを稼働
	11月	情報セキュリティ内部監査（ヒアリング形式）を実施
平成20年	1月	住民税申告支援システムを稼働
	4月	勤務管理（出勤管理・旅費申請）システムを稼働 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）システムを稼働
	5月	旅費管理システムを稼働
	6月	施設予約システム（文化施設）を稼働
	9月	校務支援システム（大府西中）を稼働
	10月	電子決裁グループウェア・文書管理システムを稼働 保育料日割計算を開始
	11月	基幹系LAN（各階間）100Mbpsから1Gbpsに変更

05 02 本市のあゆみ

年月		内容	
平成21年	1月	嘱託等管理（賃金）システムを稼働 公開用地図情報システムを稼働	
	4月	大府市民活動センター「コラビア」の供用開始（市民活動支援サイト「元気365」を稼働） 情報セキュリティ会議を情報化委員会に統合	
	6月	大府市情報化アクションプラン2010を策定 大府市情報化BCP（事業継続計画）を策定 行政マネジメントシステムを稼働	
	8月	6月議会から議会中継ストリーミングサービスを開始	
	9月	衆議院総選挙から開票集計システムを稼働	
	10月	校務支援システム（大府中・大府北中・大府南中・北山小）を稼働 ファイルサーバを稼働 小学校校内LANを構築	
	11月	児童センターインターネット接続パソコンを導入（8台） 市民健康ロビーインターネット開放用パソコンを更新（2台） 庁内LANとインターネットの接続を開始 各課インターネット専用機を廃止	
	平成22年	3月	WSUSを稼働（源泉サーバに制御機能設定）
		5月	国民投票システム（内部開発）を稼働
		6月	基幹系業務再構築研究会により住民記録・税等基幹系業務システム再構築の検討を開始
9月		校務支援システム（市内全小学校）を稼働	
11月		情報セキュリティ内部監査の対象を施設に拡大	
平成23年	2月	東山小学校で「フューチャースクール推進事業」実証研究に係る公開授業を実施 大府市情報化基本計画（HI-topia）を策定	
	4月	医療扶助レセプト電子化オンライン（生活保護）を稼働 新水道料金・給水申込システムを稼働（コンビニ収納対応）	
	10月	FM営繕計画システムを稼働	

05 02 本市のあゆみ

年月		内容
平成24年	4月	税等基幹系業務システムを稼働 歳入システムを稼働
	5月	Acrocity福祉医療システムを稼働
	7月	法務省とのデータ連携を開始 住記系（PRIMEQUEST1400E）を撤去
	12月	保育園栄養管理ソフト（わんぱくランチ）を稼働
平成25年	4月	企画政策部情報推進課から総務部総務課に組織変更
	7月	外国人住民の住民票コード付番及び住基カードの運用を開始
	10月	CMTとFD装置を撤去
	11月	LGWAN機器を更新（3次LGWANルータに移行）
平成26年	4月	番号法システム導入のための社会保障・税番号導入推進会議、作業部会を発足
平成27年	2月	大府市情報化基本計画（HI-topia）の中間見直しを実施
平成28年	3月	新財務会計システム、契約管理システムを稼働
平成29年	4月	社会保障・税番号制度の導入による生体認証装置を導入
	5月	あいち情報セキュリティクラウドに参加
	7月	社会保障・税番号制度の導入によりネットワークを分断（インターネットとの分離）
		社会保障・税番号制度の導入によりネットワークを分断（個人番号利用系との分離）
		画地計測システムを導入 コンビニエンスストア証明書発行システムを導入 障害者総合支援法給付費適正化総合支援ソフトを導入

05 02 本市のあゆみ

年月		内容
平成30年	2月	部長級以上にタブレット（surface）25台を導入 電子会議ソフトを稼働
	4月	市庁舎でのパスポートの交付開始
	9月	22時以降のネットワーク遮断を実施
	10月	庁議室に電子黒板を導入 大府市情報セキュリティ方針及び大府市情報セキュリティ対策基準を改訂 外国語翻訳ツールを稼働
	12月	都市計画情報提供サービスを導入 あいちAI・ロボティクス連携共同研究会に参加 LGWAN機器を更新（4次LGWANルータに移行）
平成31年	1月	地方税共通納税システムの対応を開始
	3月	無線LAN環境を市庁舎に構築 埋蔵文化財システム（内部開発）を稼働 タブレット型端末を全庁的に導入 財務会計システム等の元号改正を対応
令和元年	5月	ソフトバンク株式会社とICTに関する包括連携協定を締結 情報化実施計画システム（内部開発）を稼働 避難行動要支援名簿システム（内部開発）を稼働
	7月	RPAを稼働（SynchROID） 防災情報システムを稼働 被災者支援システムを稼働 自治体クラウド勉強会に参加
	12月	児童（老人福祉）センター市民開放用パソコンを撤去 財務会計システムの消費税対応を実施 大府市議会議員及び監査委員に一人1台のタブレットを貸与

05 02 本市のあゆみ

年月		内容
令和2年	3月	保健センター及び消防署に庁外無線LANを導入 市庁舎1階及び地階に公衆無線LANを導入
	5月	新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金システム（内部開発）を稼働
	7月	新共長出張所に庁外無線LANを導入
	8月	タブレット配布基準を小学校4年生以上、中学生全学年に一人1台に変更
	11月	県の共同利用形式として、総合案内システム（AIチャットボット）を稼働 県の共同利用形式として、AI-OCRシステムを稼働
	12月	自宅利用型テレワーク（在宅勤務）の実証実験を実施
令和3年	2月	富士通株式会社とICTに関する包括連携協定を締結
	3月	障害者総合支援法指定事務所管理システムを導入
	4月	総務部総務課から総務部情報化推進室に組織変更 Web会議システムの本格利用を開始
	6月	課税台帳電子化対応を実施
	7月	荒池保育園に庁外無線LANを導入 総合保育支援システムの実証実験を実施
	8月	日本電気株式会社とICTに関する包括連携協定を締結
令和4年	4月	総務部情報化推進室から総務部デジタル戦略室に組織変更 情報化委員会をデジタル化委員会、情報化推進会議をデジタル化推進会議にそれぞれ名称を変更
	7月	オープンデータガイドラインを作成 市民課及び税務課窓口でキャッシュレス決済を開始 デジタル田園都市国家構想推進交付金として、防災情報プラットフォーム構築事業、総合保育業務支援システム構築事業、eスポーツ・プロジェクト、利便性の高い公共交通ネットワーク形成事業及びスマート農業推進事業が採択
	8月	CO2の見える化アプリによる実証実験を実施
	9月	大府、若宮、長草、柗山保育園に庁外無線LANを導入 大府駅前において、公衆無線LANの実証実験を実施
	11月	子どもに関する各種データ連携による支援実証事業に協力（デジタル庁） 脳トレMRIによる愛知県スマートシティモデル事業を実施

05 02 本市のあゆみ

年月	内容
令和5年	
4月	CIO補佐官の活用を開始 汎用予約受付システムを導入 言語生成AIの実証実験を実施 デジタル田園都市国家構想交付金として、不登校児童生徒への支援事業、ドローン導入事業、バイオリンの里デジタルミュージアム事業、公開型地図情報システム導入事業が採択 歩行姿勢測定システムを導入
7月	北崎保育園に庁外無線LANを導入
10月	議員出退表示盤システム（内部開発）を稼働 内部情報系システム、人事給与システムを更新 統合型地図情報システムの更新、公開型地図情報システムの導入 戸籍業務における電子書籍AI検索システムの実証実験を実施 おぶちゃん連絡帳を活用した2次骨折予防として、愛知県スマートシティモデル事業を実施

○大府市情報セキュリティ基本方針

1 目的

大府市の各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、部外に漏洩等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。したがって、これらの情報及び情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防御することは、市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。ひいては、このことが大府市に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

そのため、大府市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティ対策の基本方針を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 情報セキュリティポリシー

本方針及び大府市情報セキュリティ対策基準をいう。

(2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 情報システム

ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) マイナンバー利用事務系

個人番号利用事務又は戸籍事務等に関わる情報資産をいう。

(6) L G W A N 接続系

L G W A N に接続された情報資産をいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(7) インターネット接続系

インターネットメール、Web サイト管理システム等に関わるインターネットに接続された情報資産をいう。

(8) 通信経路の分割

L G W A N 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(9) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がない等、安全が確保された通信をいう。

05 資料

03 各規程

3 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、市長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会事務局並びに教育委員会（各教育機関（事務室及び職員室を除く。）は対象外とする。）とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

4 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティポリシーの重要性について共通の認識を持つとともに業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

5 情報セキュリティ管理体制

大府市の情報資産について、幹部が率先して情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立するものとする。

6 情報資産の分類

情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

7 情報資産への脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

05 資料

03 各規程

8 情報セキュリティ対策

上記7で示した脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 情報システム全体の強靱性の向上

情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- ア マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信を出来ないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、市民の個人情報の流出を防ぐ。
- イ L G W A N 接続系においては、L G W A N と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を行う。
- ウ インターネット接続系においては、自治体情報セキュリティクラウドを導入する等、不正通信の監視機能の強化等の高度なセキュリティ対策を行う。

(2) 物理的セキュリティ対策

サーバー等、情報システムを設置する施設、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講ずる。

(3) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずる。

(4) 技術的セキュリティ対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対応、ネットワーク管理等の技術的な対策を講ずる。

(5) 運用

システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、情報セキュリティポリシー遵守状況の確認等の運用面の対策を講ずる。また、緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策を講ずる。

(6) 外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずる。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより大府市の行政運営に重大な支障を及ぼす恐れのある情報であることから非公開とする。

1 1 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

1 2 評価及び見直しの実施

情報セキュリティ監査の結果等により、情報セキュリティポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

第1版 平成15年4月30日

第2版 平成23年4月1日

第3版 平成31年4月1日

第4版 令和4年4月1日

05 資料

03 各規程

○大府市電子計算機管理規程

平成15年3月28日大府市訓令第1号

改正

平成17年3月28日訓令第5号
平成19年3月30日訓令第13号
平成20年9月25日訓令第14号
平成20年11月27日訓令第17号
平成23年6月30日訓令第6号
平成24年3月30日訓令第3号
平成25年3月27日訓令第5号
令和3年3月29日訓令第7号
令和5年3月31日訓令第6号

大府市電子計算機管理規程

大府市電子計算機管理規程（昭和63年大府市訓令第4号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 情報システム管理者（第3条）
- 第3章 システムの導入（第4条・第5条）
- 第4章 電子計算機処理の運用（第6条—第9条）
- 第5章 情報資産の管理（第10条—第14条）
- 第6章 補則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、電子計算機の適正な運用管理及び情報資産の的確な保護管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機 定められた一連の処理に従って自動的に事務処理を行う電子的機器の組織をいう。
- (2) サーバ機 ネットワークに接続され、他の電子計算機からの要求を受けて処理を行う電子計算機をいう。
- (3) 端末機 ネットワークに接続され、他の電子計算機に処理の全部若しくは一部を依頼する電子計算機及び自ら処理を完結させる電子計算機をいう。
- (4) 事務所管課 電子計算機による事務処理を行う課等をいう。
- (5) ネットワーク 電子計算機、関連機器等の多目的利用及び各種システムのデータ伝送を目的として構築された情報通信基盤をいう。
- (6) 情報資産 ネットワーク並びに情報システムの開発、運用及び保守に係るデータ並びに情報システムで取り扱うデータ（入出力帳票、情報システム仕様書、ネットワーク構成図等を含む。）をいう。

第2章 情報システム管理者

(情報システム管理者及び情報システム副管理者)

第3条 電子計算機の適正な運用管理及び情報資産の的確な保護管理を行うため、情報システム管理者（以下「管理者」という。）を置き、情報システムに関する事務を統括する部長（以下「情報システム統括部長」という。）をもって充てる。

2 管理者を補佐するため、情報システム副管理者（以下「副管理者」という。）を置き、情報システムに関する事務を統括する課等の長（以下「情報システム統括課長」という。）をもって充てる。

3 管理者は、電子計算機の適正な運用管理及び情報資産の的確な保護管理に関する事務を統括する。

第3章 システムの導入

(システム要望)

第4条 各課等の長は、プログラムを新規に開発若しくは修正しようとするとき、又はソフトウェア若しくはソフトウェアに係る周辺機器を導入しようとするときは、情報システム化計画書を情報システム統括課長に提出しなければならない。

2 情報システム統括課長は、前項の計画書の提出があったときは、当該システムの効果及び運用に関し必要な調査を行い、大府市デジタル化委員会（以下「デジタル化委員会」という。）に諮るものとする。

(機器要望)

第5条 各課等の長は、端末機及び周辺機器を導入しようとするときは、情報通信機器導入計画書を情報システム統括課長に提出しなければならない。

2 情報システム統括課長は、前項の計画書の提出があったときは、当該機器の必要性の調査を行い、デジタル化委員会に諮るものとする。

第4章 電子計算機処理の運用

(情報資産保護の義務)

第6条 電子計算機による事務処理に従事している職員は、情報資産の保護に努めなければならない。

(電子計算機処理の要件)

第7条 電子計算機により処理する事務の要件は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市民福祉の向上を図ることができるもの
- (2) 事務の合理化、経費の節減を図ることができるもの
- (3) その他行政水準の向上に寄与することができるもの

(電子計算機の管理)

第8条 サーバ機は、サーバ機を運用する課等の長(複数の課等が一のサーバ機を共用して、情報システムを運用する場合にあっては、情報システム統括課長)が運用管理を行うものとする。

2 端末機は、当該端末機が設置されている課等の長が運用管理を行うものとする。

(電子計算機の利用計画)

第9条 各課等の長は、定期的にその所掌する事務を情報システム統括課長が運用管理するサーバ機により処理しようとするときは、事前に情報システム統括課長に電子計算機利用計画書を提出しなければならない。

- 2 各課等の長は、新規及び臨時にその所掌する事務を情報システム統括課長が運用管理するサーバ機により処理しようとするとき、又はシステム若しくは処理方法を変更しようとするときは、事前に情報システム統括課長に電子計算機処理申請書を提出しなければならない。
- 3 各課等の長は、情報システム統括課長が運用管理するサーバ機を時間外に利用しようとするときは、事前に情報システム統括課長に電子計算機時間外利用申請書を提出しなければならない。

第5章 情報資産の管理

(情報資産の統括管理)

第10条 管理者は、情報資産の統括管理を行う。

2 管理者は、事務所管課が保有する情報資産の管理について指導監督を行うものとする。

(情報資産管理責任者)

第11条 情報資産を管理するため、当該情報資産を作成及び使用する各課等に情報資産管理責任者を置き、当該各課等の長をもって充てる。

- 2 情報資産管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) データ、ドキュメント等の保護管理に関すること。
 - (2) 電子計算機及びデータ等保管施設の管理と保安に関すること。
 - (3) 事故発生時の措置に関すること。

(セキュリティ統括管理者)

第12条 電子計算機処理及びネットワークの情報セキュリティ対策について総合調整を行うため、セキュリティ統括管理者(以下「統括管理者」という。)を置く。

- 2 統括管理者は、副市長をもって充てる。
- 3 統括管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、管理者がその職務を代理する。

(セキュリティ管理者)

第13条 事務所管課における情報セキュリティ対策に関する実施手順等の策定及び調整を行うためセキュリティ管理者を置く。

2 セキュリティ管理者は、部長（相当する職にある者を含む。）その他市長が必要と認める者をもって充てる。

(セキュリティ責任者)

第14条 前条第1項の規定に基づいて策定された実施手順等を実施するに当たり、セキュリティ責任者を置く。

2 サーバ機及び端末機に係るセキュリティ責任者は、サーバ機及び端末機により処理する事務を所掌する課等の長をもって充て、複数の課等が共用して運用するサーバ機に係るセキュリティ責任者は、情報システム統括課長をもって充てる。

第6章 補則

(委任)

第15条 この規程の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(大府市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程の一部改正)

2 第1条中「本人確認情報等の個人情報の保護について」の次に「、大府市電子計算機管理規程（平成15年大府市訓令第1号。以下「電算管理規程」という。）に定めるもののほか」を加える。

第2条第5項中「第8条」を「第3条」に改める。

第3条から第7条までを削り、第8条を第3条とし、同条第2項表中「入退室管理者」を「入退室管理責任者」に改める。

第9条を削り、第10条を第4条とし、第11条から第13条までを6条ずつ繰り上げ、第7条の次に次の1条を加える。

(本人確認情報管理)

第8条 住基ネットの情報資産のうち、本人確認情報等の個人情報、当該個人情報が記録された帳票及び住民基本台帳カードの適正な管理を行うため、本人確認情報管理責任者を置く。

2 本人確認情報管理責任者は、市民課長をもって充てる。

3 前2項の規定は、法第30条の33第1項に規定する受領した本人確認情報を管理する場合について準用する。

第14条を削り、第15条を第9条とし、第16条から第20条を削り、第21条を第10条とする。

05 資料

03 各規程

○大府市デジタル化委員会設置要綱

(設置)

第1条 大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）第10条の規定に基づき、行政上の重要課題であるデジタル化の推進について、創造的かつ科学的な企画調査及び研究を行い、行政運営の効率化に資するとともに、市の保有する情報資産のセキュリティに関する審議等を行うため、大府市デジタル化委員会（以下「デジタル化委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 デジタル化委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) デジタル戦略の推進に関すること。
- (2) デジタル化計画を策定し、その実施を推進すること。
- (3) 情報システムの構築に関すること。
- (4) 市の保有する情報資産のセキュリティ対策の決定及び見直しに関すること。
- (5) 前号のセキュリティ対策における遵守状況の確認に関すること。
- (6) セキュリティ監査の実施に関すること。
- (7) セキュリティ研修の実施に関すること。
- (8) その他行政事務の効率化に資するデジタル化に関すること。

(組織)

第3条 デジタル化委員会は、最高情報責任者（以下「CIO」という。）及び委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(CIO)

第5条 CIOは、副市長をもって充てる。

2 CIOは、会務を総理し、デジタル化委員会を代表する。

3 CIOに事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(最高情報責任者補佐官)

第6条 デジタル技術の専門的な知見からCIOを補佐するため、最高情報責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）を置くことができる。

2 CIO補佐官は、専門的な知識、技術又は経験を有する者の中から市長が委嘱する。

3 CIO補佐官は、デジタル戦略の推進等において、CIOに対して支援、援助等を行う。

05 資料

03 各規程

(会議)

第7条 デジタル化委員会の会議は、C I Oが必要と認めるときに招集し、議長となる。

(推進会議の設置等)

第8条 デジタル化委員会の事務執行を補助し、及びデジタル化の推進に関する事務を実施するため、デジタル化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) デジタル化計画の部門別のデジタル化の推進に関すること。
- (2) 情報システムの構築に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関すること。
- (4) その他行政事務の効率化に資するデジタル化に関すること。

(推進会議の組織)

第9条 推進会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) デジタル戦略の推進に関する事務を統括する課等の長（以下「デジタル戦略統括課長」という。）
- (2) その他市長が任命する職員

(推進会議の座長等)

第10条 推進会議の座長は、デジタル戦略統括課長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(推進会議の会議)

第11条 推進会議の会議は、デジタル化委員会の指示があるとき、又は座長が必要と認めるときに招集する。

2 座長は、推進会議の結果をデジタル化委員会に報告する。

(研究会の設置等)

第12条 デジタル化委員会にデジタル化研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

- 2 研究会は、デジタル化委員会から指示された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果をデジタル化委員会に報告する。
- 3 デジタル化委員会から指示された事項が複数ある場合は、当該指示事項ごとに研究会を設け、研究会の名称をそれぞれ定める。

(研究会の組織)

第13条 研究会は、会長及び研究会ごとに市長が任命する職員をもって組織する。

(研究会会長)

第14条 研究会の会長（以下「研究会会長」という。）はデジタル戦略統括課長をもって充てる。

- 2 研究会会長は、研究会の会務を総理する。
- 3 研究会会長に事故があるとき、又は研究会会長が欠けたときは、研究会会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

05

資料

03 各規程

(研究会の会議)

第15条 研究会の会議は、研究会会長が研究会ごとにそれぞれ招集し、議長となる。

2 研究会会長は、研究会の会議において必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(研究会の助言者)

第16条 研究会の審議事項に関し、指導又は助言を得るため、研究会ごとにそれぞれ助言者を置くことができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、CIOが別に定める。

令和元年度大府市情報化委員会名簿

	氏名	所属・役職
会長	山内 健次	副市長
副会長	久野 幸信	総務部長
	新美 光良	企画政策部長
	吉兼 智人	健康都市推進局長
	丸山 青朗	市民協働部長
	鈴置 繁雄	福祉子ども部長
	今村 昌彦	健康文化部長
	玉村 雅幸	都市整備部長
委員	長谷川 重仁	建設部長
	寺島 晴彦	産業振興部長
	杉山 鐘辞	水道部長
	久野 信親	会計管理者
	木学 貞夫	教育部長
	相木 直人	議会事務局長
	相羽 政信	監査委員事務局長
	上山 治人	消防長
事務局	富澤 正浩	総務課長
	新美 清和	総務課情報システム係長
	竹下 直幸	総務課情報システム係主任
	盛林 達哉	総務課情報システム係主任

令和元年度大府市情報化研究会名簿

	氏名	所属・役職
会長	久野 幸信	総務部長
副会長	富澤 正浩	総務課長
	川出 陽一	企画政策課企画係長
	太田 雅之	広報広聴課広報係長
	北川 美香	健康都市推進課健康都市推進係長
	林 美幸	市民課窓口係長
	久野 義鎮	協働推進生涯学習課生涯学習係長
	藤田 奈緒子	保育課保育係長
	島田 真希	健康増進課健康増進係長
委員	鈴置 弘	都市計画課都市計画係長
	村田 卓也	土木課維持補修係長
	半田 貴之	商工労政課工業労政係長
	奥村 喜美子	下水道課庶務係長
	鈴木 善和	会計課出納係長
	深谷 雄紀	学校教育課学校教育係長
	武陵 真結子	議事課議事係長
	吉野 史高	庶務課庶務施設担当主査
	新美 清和	総務課情報システム係長
	竹下 直幸	総務課情報システム係主任
	盛林 達哉	総務課情報システム係主任
	太田 茉知	総務課情報システム係主事
	安藤 暁彦	総務課情報システム係主事
助言者	小栗 宏次	愛知県立大学情報科学部教授

令和2年度大府市情報化委員会名簿

	氏名	所属・役職
会長	山内 健次	副市長
副会長	信田 光隆	総務部長
委員	新美 光良	企画政策部長
	吉兼 智人	健康都市推進局長
	玉村 雅幸	市民協働部長
	鈴置 繁雄	福祉子ども部長
	今村 昌彦	健康文化部長
	近藤 重基	都市整備部長
	伊藤 宏和	建設部長
	寺島 晴彦	産業振興部長
	杉山 鐘辞	水道部長
	久野 信親	会計管理者
	木学 貞夫	教育部長
	相木 直人	議会事務局長
	相羽 政信	監査委員事務局長
	上山 治人	消防長
事務局	富澤 正浩	総務課長
	新美 清和	総務課情報システム係長
	竹下 直幸	総務課情報システム係主任
	盛林 達哉	総務課情報システム係主任

令和2年度大府市情報化研究会名簿

	氏名	所属・役職
会長	信田 光隆	総務部長
副会長	富澤 正浩	総務課長
委員	鈴木 康幸	企画政策課企画係長
	太田 雅之	広報広聴課広報係長
	久野 倫太郎	健康都市推進課健康都市推進係長
	林 美幸	市民課窓口係長
	久野 義鎮	協働推進生涯学習課生涯学習係長
	藤田 奈緒子	保育課保育係長
	島田 真希	健康増進課健康増進係長
	久野 建史	都市計画課都市計画係長
	近藤 宏幸	土木課維持補修係長
	半田 貴之	商工労政課工業労政係長
	奥村 喜美子	下水道課庶務係長
	鈴木 善和	会計課出納係長
	深谷 雄紀	学校教育課学校教育係長
	武陵 真結子	議事課議事係長
事務局	吉野 史高	庶務課庶務施設担当主査
	新美 清和	総務課情報システム係長
	竹下 直幸	総務課情報システム係主任
	盛林 達哉	総務課情報システム係主任
	太田 茉知	総務課情報システム係主任
安藤 暁彦	総務課情報システム係主任	
助言者	小栗 宏次	愛知県立大学情報科学部教授

05 資料

04 各名簿

令和5年度大府市デジタル化委員会名簿

	氏名	所属・役職
CIO	山内 健次	副市長
委員	間瀬 恵	総務部長
	新美 光良	企画政策部長
	向井 太志	総務部参事
	近藤 真一	市民協働部長
	猪飼 健祐	福祉部長
	中村 浩	健康未来部長
	伊藤 宏和	都市整備部長
	寺島 晴彦	産業振興部長
	近藤 重基	水と緑の部長
	白濱 久	会計管理者
	浅田 岩男	教育部長
	鈴置 繁雄	議会事務局長
	中倉 謙二	消防長
	事務局	新美 清和
盛林 達哉		デジタル戦略室主査
安藤 暁彦		デジタル戦略室主査
石野 亜美		デジタル戦略室主事
國分 俊秀		デジタル戦略室主事
CIO補佐官	高島 康隆	ソフトバンク株式会社

令和5年度大府市デジタル化研究会名簿

	氏名	所属・役職
会長	新美 清和	デジタル戦略室長
会員	鈴木 康幸	企画広報課企画政策係長
	久納 勇司	市民課窓口サービス係長
	平松 雅也	協働推進課協働推進生涯学習係長
	夏目 誠二	高齢障がい支援課障がい福祉係長
	鈴木 桂子	子ども未来課若者女性活躍係長
	島田 真希	健康増進課母子保健係長
	神田 昌則	都市政策課計画地域交通係長
	細谷 健	商工業ウェルネスバレー推進課 商業観光労政係長
	林 美幸	水道経営課下水道経営係長
	土屋 一樹	学校教育課学校総務係長
	水野 朋美	議事課議事係長
	山口 兼人	消防総務課総務施設担当主査
	盛林 達哉	デジタル戦略室主査
	安藤 暁彦	デジタル戦略室主査
事務局	國分 俊秀	デジタル戦略室主事
	石野 亜美	デジタル戦略室主事
CIO補佐官	高島 康隆	ソフトバンク株式会社
助言者	小栗 宏次	愛知県立大学情報科学部教授

05

資料

05 計画策定の経緯

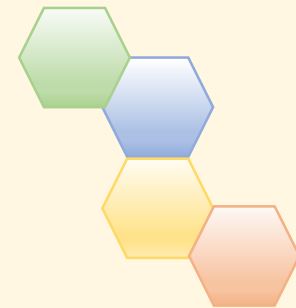
No.	日付	会議名	議題
1	令和元年9月5日(木)	政策調整会議	大府市情報化基本計画の策定について
2	令和元年11月12日(火)	情報化研究会	(1) 計画策定の趣旨 (2) HI-topiaの振り返り (3) 大府市情報化基本計画の考え方 (4) 大府市情報化基本計画策定の進め方
3	令和元年12月2日(月)	情報化委員会	(1) 計画策定の趣旨 (2) HI-topia(現大府市情報化基本計画)の振り返り (3) 大府市情報化基本計画の考え方 (4) 大府市情報化基本計画策定の進め方
4	令和元年12月3日(火)	情報化研究会ワーキンググループ	作業内容の説明
5	令和元年12月13日(金)	情報化研究会ワーキンググループ	作業内容の説明
6	令和2年1月7日(火)	情報化研究会ワーキンググループ	作業内容の説明
7	令和2年1月31日(金)	情報化研究会	(1) 大府市情報化基本計画の基本方針案 (2) 各施策の現状と課題
8	令和2年4月9日(木)	政策調整会議	大府市情報化基本計画案の概要について
9	令和2年4月27日(月)	情報化委員会	大府市情報化基本計画案の策定状況について
10	令和2年6月12日(金)	情報化研究会ワーキンググループ	作業内容の説明
11	令和2年9月18日(金)	情報化研究会	情報化施策案について
12	令和2年10月12日(月)	情報化委員会	大府市情報化基本計画案について
13	令和2年10月19日(月)	政策調整会議	大府市情報化基本計画案について
14	令和2年12月19日(土) ～令和3年1月19日(火)	パブリックコメント	大府市情報化基本計画案について意見募集
15	令和3年3月16日(火)	情報化委員会	大府市情報化基本計画について

05

資料

05 計画改訂の経緯

No.	日付	会議名	議題
1	令和5年5月17日（水）	デジタル化研究会	研究内容等について
2	令和5年9月7日（木）	デジタル化研究会	改訂作業の進捗報告
3	令和5年9月19日（火）	デジタル化委員会	大府市情報化基本計画の改訂について
4	令和5年10月2日（月）	政策調整会議	大府市情報化基本計画の改訂について
5	令和5年11月	デジタル化研究会（書面開催）	大府市情報化基本計画の改訂について
6	令和5年11月20日（月）	デジタル化委員会	大府市情報化基本計画の改訂について
7	令和5年11月27日（月）	政策調整会議	大府市情報化基本計画の改訂について
8	令和5年12月20日（水） ～令和6年1月19日（金）	パブリックコメント	大府市情報化基本計画の改訂案について意見募集



大府市デジタル戦略

発行：大府市

編集：大府市 総務部 デジタル戦略室

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地
digital@city.obu.lg.jp

